

第二章 精強皇軍の裏に

(1) 国軍未曾有の不詳事件

酒乱将校、部下三名を斬殺

第二次大戦を通じ、国軍内で幾多の不詳事件が発生したが、軍の威信を保つため、その多くが闇から闇へと葬られ、殆んど外部へは洩れなかつた。大戦末期の十九年頃は士気の低下、軍規の弛緩、秩序の紊れが著しくなるに伴って先島集団管下の各部隊のなから幾つかの不詳事件が起つた。事件の処理は第二十八師団に法務官不在のため、那覇の第三十二軍々法会議でなされた。然し二十年三月以後は交通が杜絶、事件送致が不可能となつたため、師団内に臨時軍事法廷を開設、麾下将校のうちから法律に明るい適任者を選んで臨時に法務官、検察官を命じ、事件を処理した。

宮古島で発生した軍刑法違反事件については記録や資料が残っていないので、全般を明かにすることは出来ないが、一部についてのみ記述することにする。

(その一) 昭和十九年秋(一説によれば十一月)平良町瓦原で発生した乱酔将校による部下三名殺害事件は国軍史上稀にみるものだった。事件の概要は大体次のようなものである。

十九年秋平良町瓦原部落に駐屯した某部隊の隊長が替り、新隊長のA大尉が着任したので、民家(隊長の宿所先?)で部下の主だった将校下士官が集まって歓迎の宴を催した。A大尉はアルコール分の強い地酒(泡盛)をかなりの量呑んで酔酩、余興に日本刀を振り回して剣舞を始めた。舞い終った途端、B曹長が気を利かして刀の鞘を差し出したところ納めようとして誤まってB曹長の胸を突き刺した。血をみて興奮したA

大尉は同席のC軍曹、D兵長、E軍属を次々と刺し、会場は修羅場と化した。B軍曹とC曹長は殆んど即死、E兵長は陸軍病院で応急手当を受けたが数時間後に死亡、D軍属は背中を負傷しただけ一命を取り止めた兇行後A大尉は一時茫然となつていたが、暫くして我にかえり、犯した罪の重大さを知るや矢庭に隣室に飛込み、拳銃で自決しようとしたが、部下に制止されて果さず、身柄は憲兵隊に拘留、一応の取り調べが終つたあと、那覇の第三十二軍々法会議に送られた。軍事法廷では事件当時A大尉が飲酒、心神喪失状態にあつたと云うので情状酌量(このほかに戦局の急迫も判決に影響したと考えられる)の上、禁固十五年(一説では無期)の宣告を受け、沖繩刑務所(軍命により軍人軍属の未決、既決囚をも収容していた)で服役した。当時本土との交通が杜絶し、軍刑務所へ送致することが不可能だった。

下手人のA大尉は剣道の有段者で手練の持主だったが、日頃から酒癖があり、酔うとよく軍刀を振り回すことがあつたので、部下から警戒されていたようだ。下獄後間もなく沖繩戦が始まり、五月下旬刑務所が解散となつたので、同大尉は職員と共に南部に落ち延び、六月二十三日頃百名部落に於て米軍に投降、無事帰還、一時潜伏生活を送っていたが、前非を悔い数年前病歿する迄三名の遺族に慰藉料として月々送金したと云う。

本事件は部隊にとつて極めて不名誉なものとして関係者は口を緘して語らず、負傷して生き残つた軍属のD氏はこんな不愉快な事件は思い出すだけでも嫌だと、事件に触れることを避けている。

(註) 関係者の強い要望により部隊名及び関係者の氏名は伏せることにした。

(2) 船舶工兵隊の集団逃亡事件

(その二) 時期は明かでないが(二十年夏頃と推定) 船舶工兵隊の兵八名が舟艇を利用して集団で逃亡した事件があった。嚴重なる捜索にも拘らず、終戦迄行方は不明。台湾、西表に漂着したか、或は海上で遭難したか、今だに消息は分らないと云う。

(3) 上官侮辱で懲役三年

昭和十九年十一月一日夕方独立歩兵大隊所属の上等兵山口某は無断外出、飲酒の上、平良市西里の映画館新世界に於て巡察将校(師団司令部付A中尉)に咎められて反抗「兵隊をそう苛めるものではない」と怒鳴り、上官侮辱に問われ、第三十二軍々法会議に送致(当時は未だ宮古、那覇間の交通は細々乍ら保たれていた)十二月七日上官侮辱罪で懲役三年を宣告され、小倉陸軍刑務所へ移送された。事件干与裁判官は陸軍少佐井上茂、法務大尉田村常雄、大尉和才則雄

(4) 終戦後も軍事法廷

(その三) 終戦後の軍法会議判決は有効、無効かは今日でも刑法学者の間で問題とされているが、なかでも死罪(執行済み)の場合、敵前逃亡、投降、辱職などの罪に問われたとした場合は釈然としないだろう。

終戦後八月二十七日開廷された台湾軍臨時軍法会議豊部隊(第二十八師団の通称号)法廷に於て独歩大隊所属の山北、内海両上等兵は同年六月二十四日より二泊三日の公用外出許可を貰い、外出したが、指定日時迄帰隊せず、引き続き四日間も留守にした廉で、陸軍刑法第二十条及び第七十五条第二項に該当するとして各々懲役六カ月(但し執行猶予一年付)を言い渡された。干与検察官(職務取扱い)憲兵大尉武田茂一、判士は陸軍少佐玉木峯司、同那須憲三、法務官代理裁判官職務取扱中尉鈴木正長

(註) 法廷は野原越の集団司令部内に設けられた。

(その他) 前記の外にも若干の刑法犯があったと考えられるが、軍法会議送致事件があったか、どうかは不明。なお将校クラスにも職権濫用で懲戒処分(佐官二名を含む)に付されたのも若干あったようである。

第三章 英太平洋艦隊の先島群島作戦

一九四四年夏英国は東洋艦隊の強化と対日戦への本格的介入を決め、十一月二十二日かねて懸案の太平洋艦隊を編成、セイロン島に将旗を掲げるフレージャー大将のもとに実際に洋上で指揮をとる次席司令長官にロリングス中將を、又空母部隊の指揮官にバイアン少將を任命した。

英太平洋艦隊の配置については米国側で例によってマッカーサーとニミッツとの間に意見が分かれた。マッカーサーはフィリピンとボルネオ

の上陸支援兵力として使用することを力説し、ニミッツは沖縄戦への投入を主張したが、結局ニミッツの主張が入れられて沖縄戦への参加が決定した。然し英艦隊は米海軍のウルシーに匹敵するような前進基地を欠き且洋上補給が可能な程度の艦隊補給のシステムを持っていなかったの

で、主として民間のタンカーによる前進基地での補給システムを採用せざるを得なかった。この点については米英両国間の協議でアドミラリテ